

# 社会福祉推進委員要綱解説

## I 社会福祉推進委員制度…………… 2頁

- 1 社会福祉推進委員制度のあゆみ
- 2 社会福祉推進委員制度の目的
- 3 社会福祉推進委員の活動
- 4 社会福祉推進委員の設置区域・定数
- 5 地域における社会福祉推進委員候補者の推薦
- 6 社会福祉推進委員の任期・一斉改選
- 7 社会福祉推進委員の心構え
- 8 地区社協における社会福祉推進委員の組織づくり

## II 地域における社会福祉推進委員の現状と課題…………… 9頁

- 1 民生委員との関係
- 2 町内会・自治会との関係
- 3 地区社協の中での位置付け
- 4 共通課題
- 5 社会福祉推進委員にお願いしたいこと
- 6 市社協の役割

# I 社会福祉推進委員制度

## 1 社会福祉推進委員制度のあゆみ

現在の「社会福祉推進委員制度」は、昭和 23（1948）年に創設された「社会事業協力員制度」までさかのぼることができます。

昭和 23 年 7 月に民生委員法が施行されたこととともない、戦後の混乱期における住民の生活の安定を図るため、民生委員を補佐し、その活動に協力する役割を担う者として、同年 9 月に当時の横須賀市社会事業協会が全国に先駆けて「社会事業協力員制度」を創設しました。そして、昭和 26（1951）年 7 月に横須賀市社会福祉協議会（以下「市社協」）が設立されたことを受けて、この制度は市社協に移管され「社会事業協力員」から「社会福祉協力員」に改称されました。

その後、市社協独自の制度として、それぞれの時代に応じた制度にすべく少しずつ改正しつつ、平成 5（1993）年の制度改正では「社会福祉推進員」に改称され、民生委員の指示に基づいて動く「補助者」から、民生委員と対等な立場にあってその活動に協力する「よき協力者」という位置付けになり、「地区社会福祉協議会（以下「地区社協」）の会員となり、その活動に協力する」ことになりました。

さらに、平成 16（2004）年 10 月、社会福祉推進員の活動の強化・発展を促進し、それによって地域福祉の推進に大きく貢献できる制度を目指して制度改正しました。この改正では、名称も「社会福祉推進員」から「社会福祉推進委員」に改称され、社会福祉推進委員が、民生委員のよき協力者でありながら、地域住民にとって最も身近な存在と言える町内会・自治会に理解され、身近な地域や地区社協において主体的に地域福祉活動に取り組むことができるよう目指したものとなっています。

## 2 社会福祉推進委員制度の目的

市社協では、横須賀市において地域福祉を推進していくうえで、その担い手の一つとして社会福祉推進委員を位置付けています。

社会福祉推進委員は、横須賀市において「地域福祉の推進」に貢献できるよう、住民が身近な地域において、共に生き、支え合い、それぞれが自立した生活を送ることができる地域づくりを推進していくことを目的として、横須賀市域に設置しているものです。

（目的）

第 1 条 社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会（以下「市社協」といいます）は、住民が身近な地域において、共に生き、支え合い、かつそれぞれが自立した生活を送ることができる地域づくりを推進することを目的として、横須賀市域に社会福祉推進委員（以下「推進委員」といいます）を設置します。

## 3 社会福祉推進委員の活動

昭和 23 年（1948 年）の「社会事業協力員」以降、「社会福祉協力員」「社会福祉推進員」を経て今日の「社会福祉推進委員」に至っている現在、長い年月の間に各地域において定着してきた活動やその活動への取り組み方をはじめ、民生委員や町内会・自治会との協力関係、地区社協における位置付け等は、地域ごとにさまざまな形態がとられるようになっています。

このような事情から、社会福祉推進委員要綱において一様に具体的な活動内容を明文化することは困難であるため、要綱ではその大枠のみを示してあります。

(活 動)

第2条 推進委員の活動は、次のとおりとします。

〈身近な地域での活動〉

- (1) 推進委員の住所地を担当区域とする民生委員の活動に協力します。
- (2) 各町内会・自治会の一員として、その地域行事に参画・協力します。

〈地区社会福祉協議会での活動〉

- (3) 地区社会福祉協議会（以下「地区社協」といいます）の会員となり、その活動に参画・協力します。

〈その他〉

- (4) その他地域福祉を推進していくうえで必要な活動を行います。

## (1) 身近な地域での活動

社会福祉推進委員の住所地を中心に、①民生委員の担当区域、②町内会・自治会の地域という二つのエリアを身近な地域とし、それぞれ民生委員、町内会・自治会の活動に協力します。

### ① 民生委員の活動への協力

社会福祉推進委員が民生委員の活動に協力する内容は地域によってさまざまですが、第一にあげられるのは、地域での見守り活動です。地域での異変や福祉ニーズ等の情報をいち早く担当区域の民生委員に伝えます。地域では、民生委員を中心とした見守り網を張りめぐらせることが大切です。

こんな点に気をつけてみよう！

#### ■ 日常生活では…

- 郵便ポストに新聞や郵便物がたまっていないか
- 雨戸の開け閉めがなされているか
- 夜に部屋の電気が点灯されているか、点けたままになっていないか
- 歩行、衣類の着脱、食事、トイレ等の様子はいつもと比べてどうか

#### ■ ふれあいサロン等の地域行事では…

- 定期的に参加しているか
- 歩行、衣類の着脱、食事、トイレ等の様子はいつもと比べてどうか
- 日常生活上困っていること等について訴えがあるか

民生委員さんとの関係は良好ですか？

- 民生委員を中心に社会福祉推進委員が定期的、あるいは必要に応じて集まっているか
- 民生委員から地域のひとり暮らし高齢者等の見守りの協力を要請されているか

### ② 町内会・自治会の活動への参画・協力

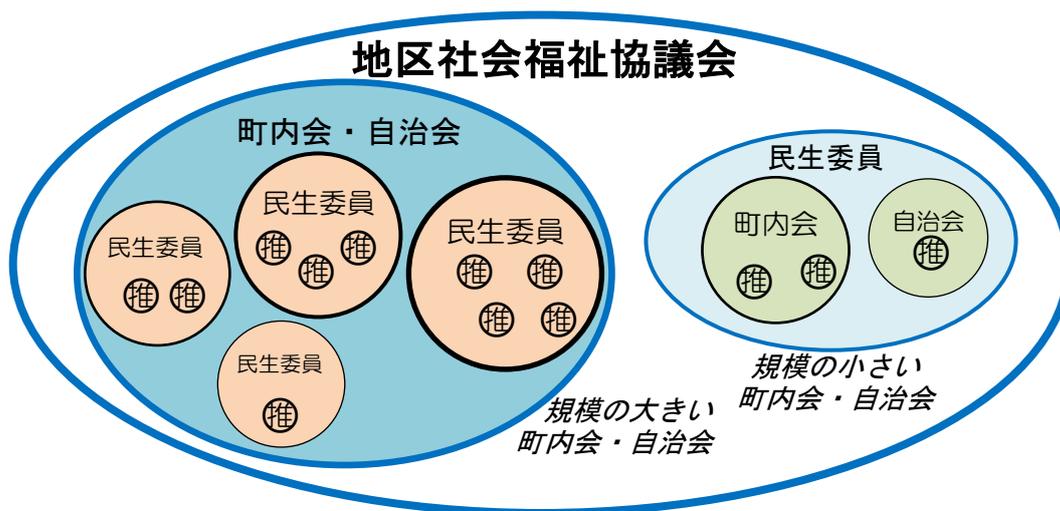
地域住民にとってもっとも身近な存在と言える町内会・自治会の福祉活動等に参画・協力しま

す。ただし、町内会・自治会の組織や活動内容、社会福祉推進委員の位置付けはさまざまであるため、地元の町内会・自治会の状況に合わせて活動していくことが大切です。

自分の地域の町内会・自治会における社会福祉推進委員の位置付けは？

- 町内会・自治会に福祉部がある
  - 社会福祉推進委員として所属している
  - 社会福祉推進委員としては所属していないが、民生委員が所属しており民生委員を通じて協力の要請がある
  - 民生委員も社会福祉推進委員も所属していないが、町内会・自治会から必要なときに協力の要請がある
- 町内会・自治会に福祉部はない
  - 町内会・自治会から必要なときに協力の要請がある
  - 町内会・自治会から協力を求められることはない
- 福祉部の有無にかかわらず町内会・自治会から、あるいは民生委員を通じて町内会・自治会行事等の協力を求められることはない

民生委員担当区域と町内会・自治会地域における社会福祉推進委員の位置付け

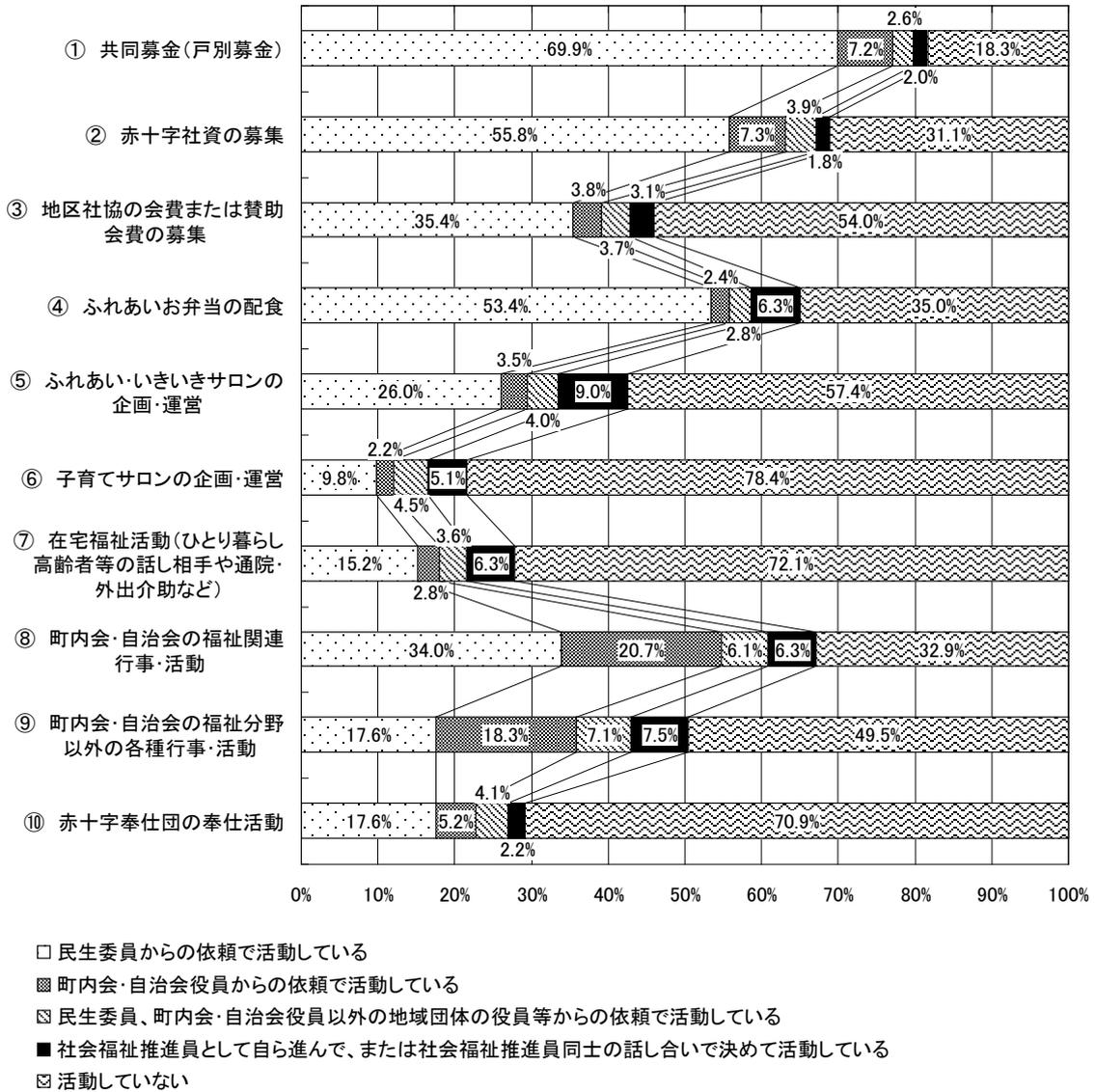


(2) 地区社協での活動

社会福祉推進委員は、地区社協の構成員として、その活動に参画し、主体的に地区社協活動に取り組んでいくことが求められています。地区社協の組織・運営体制や活動内容はさまざまですが、主な活動では赤い羽根共同募金での戸別募金活動、高齢者へのふれあい・いきいきサロン活動や子育てサロン活動などがあげられます。

(参考) 社会福祉推進員制度に関するアンケート調査 (平成 15 年 8 月 1 日実施)

図2-9 社会福祉推進員として取り組んでいる地域の活動と活動することになった経緯



#### 4 社会福祉推進委員の設置区域・定数

##### (1) 設置区域

社会福祉推進委員は、市内に18地区ある地区社協の区域を単位として、各地区社協の区域にある町内会・自治会の地域ごとに選出し、置くことになっています。これは、町内会・自治会が地域住民にとって最も身近な存在であり、こうした町内会・自治会の地域ごとに選出、設置することで、地域住民に社会福祉推進委員の存在を理解してもらいやすくするためです。

(設置区域)

第3条 推進委員は、原則として、地区社協の区域を単位として、地区社協の区域を構成する町内会・自治会の地域ごとにこれを置きます。

## (2) 定数

社会福祉推進委員は、地区社協ごとに定数が定められています。各地区社協の定数は、一部の地域に偏った配置とならないようにするため、町内会・自治会の地域ごとに、おおむね 70 世帯から 100 世帯を単位に 1 人置くこととしています。また、各地区社協では、町内会・自治会の諸事情を考慮し、地区定数の範囲において各町内会・自治会の地域に置く社会福祉推進委員の人数を調整することができます。

### (定数)

第 4 条 推進委員は、原則として、町内会・自治会の地域ごとに、おおむね 70 世帯から 100 世帯を単位に 1 人置き、市社協会長が地区社協ごとの定数を定めます。

2 前項の推進委員の定数を定めるときは、地理的状況のほか、各町内会・自治会の諸事情等を考慮して調整します。

3 地区社協においては、地区社協の区域を構成する町内会・自治会の諸事情を考慮し、地区定数の範囲において各町内会・自治会の地域に置く推進委員の人数を調整することができます。

## 5 地域における社会福祉推進委員候補者の推薦

### (1) 推薦と解任

地区社協における社会福祉推進委員の役割や活動を地域の関係者に理解してもらうため、社会福祉推進委員の推薦に当たっては、「地区社協会長が推薦する者は、当該地域の町内会・自治会長が担当区域の民生委員児童委員の意見を聴き、その協力を得て推薦した者」としています。また、解任の手続についても同様です。

### (2) 推薦要件

#### ① 町内会・自治会との関係

「各町内会・自治会の一員として、その地域行事に参画・協力」していきやすいため、「推薦する町内会・自治会の地域に住所を有し、かつ当該町内会・自治会の会員」であることとしています。

#### ② 年齢

近年の長寿社会においては、外見では判断できないほど高齢でも活発に地域活動に取り組んでいる人が多くなっています。また、担い手の幅を広げるという意味からも、社会福祉推進委員の年齢枠を満 20 歳以上満 78 歳未満までとしています。

#### ③ 推薦の特例

地域のさまざまな事情から、町内会・自治会長、あるいは地区社協会長の推薦が得ることができない地域もあります。町内会・自治会が組織されていない地域や地区社協の区域に含まれていない地域がこれに当たりますが、こうした地域であっても、市社協会長が別に定める方法によって推薦することができるようになっています。

(委 嘱)

第5条 推進委員は、地区社協会長の推薦によって、市社協会長がこれを委嘱します。

2 推進委員の年齢は、委嘱日において満20歳以上満78歳未満の者とします。

3 第1項に規定する地区社協会長が推薦する者は、当該地域の町内会・自治会長が担当区域の民生委員児童委員の意見を聴き、その協力を得て推薦した者であって、町内会・自治会の地域に住所を有し、かつ当該町内会・自治会の会員であることとします。

4 地区社協会長から推薦された者が、推進委員として適当でないと認められるときは、市社協会長は地区社協会長に対し、推進委員の再推薦を指示することができます。

5 次の地域においては、当該地域の諸事情を考慮し、市社協会長が別に定める方法によって、推進委員を推薦することができます。ただし、推薦された者が、推進委員として適当でないと認められるときは、市社協会長は、推薦した地域関係者に対し、再推薦を指示することができます。

(1) 地区社協の区域において、町内会・自治会が組織されていない地域

(2) 地区社協が設置されていない地域で、当該地域に町内会・自治会が組織されている地域

(3) 地区社協が設置されていない地域であって、当該地域に町内会・自治会が組織されていない地域

## 6 社会福祉推進委員の任期・一斉改選

民生委員の任期は3年で、3年ごとの12月1日に一斉改選が実施されています。

社会福祉推進委員もこれに準じており、任期は3年で3年ごとに一斉改選を実施しています。ただし、社会福祉推進委員の一斉改選の時期は、民生委員の一斉改選年の翌年4月1日で、民生委員の一斉改選の4ヵ月後に実施することになっています。

平成16年(2004年)10月1日の制度改正前の社会福祉推進員は、民生委員と同じ12月1日に一斉改選をしていましたが、一斉改選で民生委員が退任すると、その民生委員と共に活動してきた社会福祉推進員も一緒に退任するケースが多くみられていました。この場合、一斉改選で両者が一度に交代してしまうことで、これまで継続してきた活動の引き継ぎが後任者にスムーズに行われづらく、また、地区社協において年間をとおして取り組まれている活動の場合には、途中でメンバーが入れ替わってしまうことから活動しにくい状況が生じることもありました。こうしたデメリットを解消するため、前任者から後任者への引き継ぎをスムーズに行い、活動を継続していくことができるよう社会福祉推進委員の一斉改選の時期を民生委員の4ヵ月後としています。

(任 期)

第6条 推進委員の任期は、民生委員児童委員の一斉改選年の翌年4月1日から3年とし、任期ごとに一斉改選します。ただし、再任を妨げません。

2 補欠の推進委員の任期は、前任者の残任期間とします。

3 推進委員の年齢が一斉改選の時点において満78歳以上のときは、再任することができません。

## 7 社会福祉推進委員の心構え

「社会福祉推進委員は、その活動に取り組むに当たっては、地域住民一人ひとりの人格を尊重し、人種、信条、社会的身分または門地によって、差別的または優先的な取り扱いをしてはなりません」と要綱で定められています。

また、民生委員や町内会・自治会の活動に協力したり、地区社協の活動に取り組んでいる過程で、地域住民のプライバシーやその他の個人情報に接する機会が多くあります。当然のことながら、活動上知りえた地域住民の個人情報の内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用してはなりませんし、社会福祉推進委員を退任した後も当然守らなければいけません。

### (遵守事項)

第7条 推進委員は、その活動に取り組むに当たっては、地域住民一人ひとりの人格を尊重し、人種、信条、社会的身分または門地によって、差別的または優先的な取り扱いをしてはなりません。

2 推進委員は、その活動上知り得た地域住民の個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはなりません。また、推進委員を退いた後も同様とします。

### (解 嘱)

第8条 推進委員が次の事項に該当する場合には、市社協会長は、任期にかかわらず、地区社協会長の意見及び当該地域の町内会・自治会長の意見を聴いて、これを解嘱することができます。

- (1) 職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えないとき
- (2) 第7条の規定に違反したとき
- (3) 推進委員たるにふさわしくない行為のあったとき

## 8 地区社協における社会福祉推進委員の組織づくり

同じ地区の社会福祉推進委員同士が情報交換や交流を行い、お互いの連帯感や意識を高めていくことができるよう、さらには地域のニーズに応じた特色のある社会福祉推進委員活動を皆で考え、独自性のある活動を模索していくことができるよう、各地区社協の中に「社会福祉推進委員連絡会」を設置していくことが必要です。ただし、規模の大きい地区ではそれだけ社会福祉推進委員も多く、その都度全員が集まるのは難しいため、地区内を集まりやすいいくつかのブロックに分けて集まったり、すでに社会福祉推進委員が地区社協の専門部会に全員所属し、活動している地区においては、こうした既存の集まりを利用していくことも考えられます。

### (組 織)

第9条 推進委員は、地区社協の区域ごとに地区社会福祉推進委員連絡会（以下「連絡会」といいます）を組織します。

2 連絡会の役割は、次のとおりとします。

- (1) 地区社協及び市社協と推進委員との連絡調整
- (2) 推進委員相互の情報交換
- (3) 地域住民の融和と連帯を図り、よりよい地域づくりを目的とする行事等の企画・開催
- (4) その他地域福祉を推進していくうえで必要なこと

## Ⅱ 地域における社会福祉推進委員の現状と課題

### 1 民生委員との関係

#### 【概況】

- 民生委員と社会福祉推進委員との関係は概ね良好で、お互いに連絡、連携し合ってスムーズに活動している。
- 定期的、あるいは必要に応じて情報交換の場をもっており、地域の高齢者などの様子について情報交換し、意思疎通を図っている。

#### その一方で…

- お互いに連絡をとることがほとんどないため、民生委員の活動へ協力という面では、ほとんど社会福祉推進委員として活動していない地域もある。
- 民生委員の担当区域と社会福祉推進委員のいる町内会・自治会のエリアが異なる地域もあり、相互に活動しにくい場合がある。

#### ■ 民生委員との連絡のとり方

- 情報交換する場として連絡会を開催している。
- 特別に連絡会を開催していないが、地域で見守りが必要な世帯が出てきたとき、ふれあい・いきいきサロンや子育てサロンの活動、地区ボランティアセンターの相談業務の当番で一緒になったときなどの機会を利用して情報交換している。

### 2 町内会・自治会との関係

#### 【概況】

- 町内の社会福祉推進委員の代表者が町内会の会議に出席し、敬老会、祭礼、健民運動会、パトロールなど、町内行事や活動に参加、協力している。
- 社会福祉推進委員が町内会の役員を兼ねているため（町内会組織の一つとして福祉部があり、社会福祉推進委員も役員になっているなど）、町内会と社会福祉推進委員は常に連動しており、諸行事に参加、協力している。

#### その一方で…

- 町内会における社会福祉推進委員の認知度が低く、位置付けもはっきりしていないため、活動の場がない。
- 社会福祉推進委員の任期は3年であるが、町内会・自治会によっては1年ごとに交替するところもある。

### 3 地区社協の中での位置付け

#### 【概況】

- 地区社協の専門部会（高齢者福祉部会・障害者福祉部会・児童福祉部会・広報部会など地区社協に

よって異なります) にすべての社会福祉推進委員、あるいは代表者が数名ずつ所属しており、地区社協活動の中心的な役割を担っている。

- ・地区社協の専門部会の部会長は、社会福祉推進委員に任されており、民生委員が副部会長になるなどしてサポートしてくれている。

#### その一方で…

- ・地区社協の役員会には、社会福祉推進委員連絡会の正副代表者が入っているが、一歩引いている感がある。
- ・行事への協力要請があったときのみ協力している。

## 4 共通課題

社会福祉推進委員の活動の場として――

- |  |   |           |
|--|---|-----------|
| ① 民生委員の活動への協力<br>② 町内会・自治会の活動への参画・協力<br>③ 地区社協での活動 | } | 身近な地域での活動 |
|--|---|-----------|

――の3つが大きくあげられるが、それぞれの活動に参画、協力していくという立場であるため、その相手方となる民生委員、町内会・自治会、地区社協の考え方によって、社会福祉推進委員に求められる役割は異なり、地域差があって一様ではない。

また、社会福祉推進委員の性格として、社会福祉推進委員が単独ではなく、地域関係者の中にあつて地域福祉を進めていくという位置付けであるため、社会福祉推進委員のみでこうした状況を変えていくことは難しい。

## 5 社会福祉推進委員にお願いしたいこと

### (1) 民生委員の活動への協力

定期、不定期にかかわらず、民生委員と連絡をとる場や機会がある社会福祉推進委員は、そうした機会を継続的にもってください。

民生委員と連絡をとる場や機会がない場合であっても…



■地域での異変や福祉ニーズ等の情報を発見したときは、いち早く担当区域の民生委員に伝えてください。

### (2) 町内会・自治会の活動への参画・協力

町内会・自治会から求められている役割があり、普段から町内行事や活動をしている社会福祉推進委員は、現在の町内会・自治会との関係を大切にしてください。

町内会・自治会から求められる役割やそうした機会がない場合は…



■町内会・自治会ごとに考え方は異なるため、求められる役割や機会がない地域では、「(1) 民生委員の活動への協力」に専念してください。

### (3) 地区社協での活動

社会福祉推進委員要綱第2条では、社会福祉推進委員は「地区社協の会員となり、その活動に参画・協力します」と定められています。

地区社協での活動の場や機会がない社会福祉推進委員は…



■地区社協は、地域のさまざまな関係団体、関係者で構成されており、地区社協における社会福祉推進委員の位置付けを考えるときは、地区社協関係者間での合意が必要です。現在の地区社協での活動の場や機会がない場合は、「(1) 民生委員の活動への協力」に専念してください。

## 6 市社協の役割

社会福祉推進委員が、各地域で充実した地域福祉活動に取り組むことができるよう、また、民生委員、町内会・自治会、地区社協において、社会福祉推進委員を積極的に活用いただけるよう関係者に呼びかけることが大切であり、第一歩であると考えています。

**社会福祉推進委員制度に関するお問い合わせ先**

**社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会 地域福祉課**

〒238-0041 横須賀市本町 2-1 総合福祉会館 2 階

TEL.046 (821) 1301 / FAX. (827) 0264